○山井委員 これから約三十分、質問をさせていただきます。

今の階議員の質疑を聞いていても、山下大臣、これから検討するとかおっしゃっていますけれども、きっちり 検討した上で法案を出すのが筋じゃないんですか。

きょうも、約十名の技能実習生の方々が、きょう昼間、集会が院内であった関係で、その流れでお越しをくださっております。中国、ベトナム、カンボジア、フィリピンなどなどです。

それで、きょうの私の三十分の中では、主にこの技能実習生の方々、また、今回個票で明らかになった、失踪した方々がどういう労働を強いられてきたのかということを質問させていただきたいと思います。きょうも、言葉が、日本語が十分にわかりにくいですから、通訳の方を交えてお聞きをいただければと思うんです。

正直言いまして、私も、技能実習制度がここまでひどいとは思っていませんでした。しかし、この法案の審議に 当たりまして、約三十名の技能実習生の方々から、野党ヒアリングという形で、きょうお越しをいただいている 方々などから個別に話を聞かせていただきました。

例えば、きょうお越しになっていられる方の中でも、カンボジアのある男性は、段ボール工場で働いていられた。ところが、指を途中から三本切り落とす大けがをされた。にもかかわらず、その仕事場では、もうあなたは仕事ができないから帰ってくれと言われた。ひどいと思いませんか。労災になったら、帰れと言われる。

さらに、ほか、お越しになっている方、岐阜県の縫製、縫い物ですね、縫う仕事。朝八時半から夜中二時まで働いて、一カ月に一日しか休みなし、残業の時給は三百円。最低賃金法違反、労働基準法違反。残業代を三百万円ぐらい請求しているけれども、払ってもらえない。もう一カ月働き通しで、朝から夜中まで働いて、働けない、体調が悪い、お医者さんに行きたいと言われても、行かせてもらえない。非人間的じゃないですか、この状況は。

こういう状況が、繰り返し言います、私もそれほど詳しくありませんでした。でも、今回の法案審議に当たっているいろ直接聞いている中で、これは深刻だな、表で言われている内容と全然違うじゃないかということを感じざるを得ないんです。

さらに、きょう来ておられる中でも、指を骨折したら、二日間の治療だけで、すぐ仕事しろと言われたと。結局、そういうことで、パワハラ的なことを受けて体調を壊された方もおられます。あるいは、少し、労働条件が悪い、あるいは暴力を振るわれたということで、ちょっと苦情を言ったら、帰りなさいといって強制帰国をさせられた。

私は、これは国際問題になりかねないと思いますよ、この状況のまま広げていったら。このような技能実習制度で、深刻な、国連などから奴隷労働じゃないかという批判も出ているものを、廃止するなり抜本的に改善することなく、今回の法案は、事実上、継続、拡大、永続化させかねない内容であります。詳しくは、この配付資料に一人一人のケースを書かせていただきました。

これは与党も野党も関係なく、国連からも奴隷労働ではないかなどと海外からも批判されている働き方、これは一度立ちどまって、これはだめだという認識の中で法改正を議論せねばならないと思います。

そこで、まず、山下大臣にお伺いしたいと思いますが、こういう劣悪な処遇で働いている技能実習生の方々と 会って直接話を聞かれたことはありますか。

〇山下国務大臣 まず冒頭、技能実習生の方もおられます。そして、先ほど、技能実習のことは余り御存じないというのは、これはもう山井先生の御謙遜だと思います。なぜなら、この外国人研修制度の見直しに係る措置、在留資格、技能実習の新設をした、これが施行されたのが平成二十二年七月一日、この当時の厚生労働大臣政務官は山井先生でございます。その山井先生がこの技能実習にかける思い、これは私も本当に重いものがあると思います。

そして、従来から言われておりました、山井先生始め、これは与野党を通じて、この技能実習、これを古い制度で運用してきた、これに対して大変な批判があった。これに対して、我々与党のみならず、野党の、民進党の皆様の大きな賛成も得て、二十八年十月二十一日、この法務委員会で……(山井委員「時間が短いので、簡潔に答えてください。簡潔に」と呼ぶ)わかりました。この新しい技能実習法が成ったわけでございます。

私としては、法務大臣として、新たなこの技能実習法について、しっかりと運用してまいりたいというふうに 考えております。

○山井委員 私の質問は、劣悪な処遇の技能実習生と会って直接話を聞かれましたかという質問をしているんですよ。

○山下国務大臣 済みません。先生の思いのこもった質問にちょっとあれしてしまいましたが。

もちろん、技能実習生と会って話したことはもとよりございます。その技能実習生の中には、やはり、まだ日本にいて続けたい、でも帰らざるを得ないというような声もございました。私も、そういった技能実習生には例えば地元を回る中で会って、そして生き生きと働く姿、これも目にしているところでございます。

〇山井委員 今回、七千人が昨年失踪し、かつ、そのうち二千八百人のファイルが出てきて、その中で深刻な問題が出ているわけですね。これだけ、最低賃金法違反、労災でも十分な治療も受けられない、あるいは長時間労働、過労死ライン超え、こういう劣悪な処遇が明らかになった以上は、この法案審議をやっている最中に、ぜひ、そういう劣悪な処遇で本当に苦しんでいられる方々と、大臣、直接会って話を聞いていただきたいと思います。いかがですか。

○山下国務大臣 旧制度下における状況において、その反省を踏まえ、二十八年の十月に新しい技能実習法がなされた。ですから、新法の適用下におられる方がこの中にどれだけおられるかというのもまた後で先生から伺いたいところではございますけれども、そうした旧法での皆様の御苦労に対して、我々国会はしっかりと真摯に受けとめて新たな技能実習法をつくり、そして昨年の十一月からこれを施行して、私も法務大臣として真摯に運営しているところでございます。

そしてまた、こういった状況にある技能実習生の皆様に対して、その実態把握も含めて、今般、門山政務官、弁護士でもございます、長年の法曹実務もございます、その門山政務官率いるプロジェクトチームを立ち上げて、 その中で検討していただくというふうに考えているところでございます。

〇山井委員 本会議で階議員が質問されたら、安倍総理は担当省庁で対応すると言ったから、法務大臣に今言っているんじゃないですか。これからプロジェクトチームをつくるって、何ですか、それは。今、法案審議やっているんでしょう。

大臣が先頭に立って、目の前におられますよ、目の前におられますよ、きょう五時十分までですか、ぜひきょう、五時十分、終わってからでも結構ですよ、早急に会って。言ってはなんですけれども、これは人権侵害ですよ、国際問題になりますよ。そのことが今回の調査でわかったんでしょう。

大臣が直接会って話を聞く、それが当たり前じゃないですか。いかがですか。

○山下国務大臣 今回の調査は、いずれも旧制度における技能実習生でございます。そしてまた、きょうおいでの皆様にも、もし皆様が旧制度でおられるのであれば、その状況は、与党も、そして当時民進党であった野党の皆様の大きな賛成も得て、維新の皆様もそうでございます、我が日本の法制は変わった、そして去年の十一月から新たな制度に従ってやっているということ、これをぜひお伝えしたいと思っております。

その上で、今回、技能実習制度について、この運用についてのプロジェクトチーム、これはもう既に立ち上がっております。先週金曜日にもう立ち上げているんです。そして第一回会合も済ませております。(山井委員「答弁長い。短くしてください」と呼ぶ)申しわけございません。そこの中で、議長である、法律家である門山政務官にその実態把握について委ねているというところでございます。

○山井委員 何を言っているんですか。実態把握してから法案をつくるのが当たり前じゃないですか。何やっているんですか、法案審議しながら、これから実態把握しますって。

新法になって改善されたという証拠はないんでしょう。(発言する者あり)そんなこと、言わなくていいですよ。これは、新法がどうだとか、何で逃げるんですか。現実の人権侵害が目の前にあるんですよ。日本人と同じ、幸せに働き、幸せに暮らす権利がどこの国の国民にもあるんですよ。その守る責任者は法務大臣じゃないですか。なぜ会わないんですか。私たち野党議員は、三十人、四十人に会っているんですよ。野党議員が会っているのに、何で法務大臣が会わないんですか。

これは、そういうことで、この取りまとめ票はうそがある、より高い賃金を求めてというのはうそがあるとい

うことで、私たちが追及したら渋々出してきました。しかし、残念ながら、法務委員のみの手書きで写せということで、二千八百人のうち百八十四しかまだ作業できていません。私も、きょう質問するからもうちょっと見たいと思ったら、きょうは委員会をやっているから見られません。この実態を見れば、残念ながら、どんな状態かわかるんですよ。何で隠すんですか。

これは、申しわけない、私、二時間で十二人分しか書き写せませんでしたけれども、書き写しました。ちょっと 見てください、この八ページ。

例えば、八四一、中国人女性。一年七カ月いて、婦人子供服製造。七十万円を送り出し機関に払った。そして、 入国前の説明では十六万円の月給という話だったけれども、来てみたら六万から十万。そのうち五万は控除。労働時間は六十時間。つまり最賃割れなんです、最賃割れ。月八十時間以上の残業で最賃割れ。それで失踪して、こん包の仕事の一万円、せめて最賃のところに移った。違法な労働状況から逃げて、せめて最賃がもらえる合法なところに移った。これは失踪というより緊急避難と言えるんじゃないですか。

例えばこの二つ目。これも、フィリピンの男性、建設作業員の方。月七万円月給、しかし、入国前の説明では十五万円だった。約七十二時間労働、これも最賃割れですよ。最賃割れ、かつ、月百二十時間の過労死ライン超えの残業。にもかかわらず、この資料には低賃金というマークもついていないんです。過労死ライン超えで百二十時間も残業しても、長時間労働というマークはついていないんですよ。

つまり、この一つ一つを見れば、どういう状況か。十五万と言われたのに、来たら七万しかもらえなかった。そのうち控除されるのが五万円。このままでは帰れない、借金返せない。最賃割れだ。おまけに暴力を振るわれているんですよ。この表を見て、ひどいと思われませんか。こういう資料が二千八百枚ある。でも、私たち、書き写せと言われているから、まだ百八十四枚しかできないんですよ。こういう現実ですよ。

なぜ失踪せざるを得なかったのか。この現実は、国会議員だけじゃなくて、私は、日本人全員が知るべきだと思いますよ。法改正をするのであれば、どうしたら改善をするのか。言っちゃ悪いけれども、人間扱いじゃないじゃないですか。それを守るのが法務大臣じゃないんですか。(発言する者あり) 摘発しないとだめだと今言ってくださいました。そうなんですよ。本来、これはほとんど摘発しないとだめなのに、摘発してこなかったんじゃないんですか、法務省も厚生労働省も。

お願いです。お願いです。私たちも審議したいんです。二千八百人の状況を知りたいんです。国民も知りたいと思います。ぜひ、コピーさせてください。何で法務委員だけが手書きをせねばならないんですか。こんなばかげた話がありますか。大臣が判断したらコピーできるんですよ。どこの発展途上国ですか。国会議員が手書きでしないとだめだ。なぜ秘書がやったらだめなんですか。なぜ二人がやったらだめなんですか。なぜ職員が手書きしたらだめなんですか。なぜ今、私がこうやって配れて、何で原本をコピーしたらだめなんですか。どこにプライバシーの問題、どこに刑事訴追の問題があるんですか。

これは頼みます。大臣がコピーオーケーと言えば、私たちが現状を学べるんです。与党も関係ないんです。ぜ ひ、これはコピーオーケーと御判断ください。

○葉梨委員長 山井君に申し上げます。

国民民主党も含めて、今回の閲覧の仕方については与野党が合意したものでございます。

今後、理事会において引き続きまた協議をいたしますが……(山井委員「大臣に言っております」と呼ぶ)その後で大臣に答えていただきますけれども、理事懇、理事会の議論等についても、今おっしゃられましたけれども、この給与というのが、控除された後のものなのか、分割返済を行った後のものなのか、一概にはなかなかわからないといういろいろな議論がありましたので、そういう議論も含めて理事懇で、理事会で協議をさせていただきますが、山下大臣、いかがでしょう。

○山下国務大臣 まさにこの在留資格、技能実習が新設された施行当時の厚生労働大臣政務官である、まさにこの制度、古い制度が始まった当時の大臣政務官である山井先生の熱い思いをしっかりと受けとめさせていただいた次第でございます。そして、その制度がいろいろな批判があった、そのことについても山井先生はじくじたる思いであった、そのことはよくわかっております。しかし、その反省に立って、我々は、与野党を超えて大きな賛成をいただいて、新しい技能実習法をつくったわけでございます。

そして、その調査票の対象は旧の制度でございます。そして、この調査票のお取扱いにつきましては、これは理 事会での御決定に従うということで御理解賜れればと思います。

○山井委員 これは国対を通じても与党にお願いしておりますが、審議妨害もいいかげんにしていただきたい。 要は、人権侵害や労基法違反を見逃してきた、そういうことがばれるからこれをコピーさせたくないのかもしれ ませんけれども、審議妨害はやめてください。

では、次の質問に移らせていただきます。

今回、三十四万人、五年間と言われております。配付資料があります。十四ページ、十五ページを見てください。でも、これは、十五ページのときには五年間で三十四万人見込みとなっているんですけれども、十四ページの新しい資料では三十四万人という合計は消えております。

ついては、改めて確認しますが、この五年間で三十四万人受入れというのは上限なんですか、上限じゃないんですか、どっちですか。

- ○葉梨委員長 五年間で三十四万人受入れというのは上限なのか上限じゃないかという質問です。
- ○山下国務大臣 上限ではございません。
- 〇山井委員 でも、総理は上限とおっしゃっていますよ。だから、この新聞にも三十四万人上限と、総理が言ったから、こう報道されているじゃないですか。これは、山下大臣うなずいていられるけれども、そうしたら、安倍総理、国民をだまされたんですか。いや、ちょっと、上限じゃありませんと。内閣不一致じゃないですか。
- ○葉梨委員長 総理の答弁との関連性で答えてください。 山下法務大臣。
- ○山井委員 いやいや、ちょっと私びっくりしました。上限じゃないと。
- ○葉梨委員長 じゃ、そこを山下法務大臣に説明させます。総理の答弁との、ちょっと説明させます。
- ○山井委員 いや、もう結構です。それは結構です。
- ○葉梨委員長 いいんですか。
- ○山井委員 いや、もう時間がもったいないので結構です。
- ○葉梨委員長 いやいや、正確に説明した方がいいかと思います。
- ○山井委員 いや、いいです、いいです。私の質問時間ですから結構です。いいです。もう結構です、結構です、次の質問がありますから。(発言する者あり)
- ○葉梨委員長 静粛に願います。静粛に願います。

山井君、次の質問では、答弁では答えるので、山下法務大臣、一言、答弁してください。

- ○山下国務大臣 三十四万人というのは、これは各省庁からの見込み数でございまして、これ自体を上限にする わけではございません。
- 〇山井委員 いや、でも、安倍総理は上限とおっしゃったから、言っちゃ悪いけれども、じゃ、新聞報道などは誤報だったということで、私は別にこの新聞記事が間違っていると思いませんよ。安倍総理が上限にすると衆議院本会議でおっしゃったからこうなっているのであって、これはびっくりしました。

かつ、私、申し上げたいんですけれども、十九ページ、二十ページと見てみたら、十四業種のうち十業種が、効率化、生産性向上が一%なんですよ。赤線を引いてありますけれども、一%。それでこの三十四万人という数字が出てきているんですけれども、これはおかしいと思いませんか。十四業種のうち十業種が一%。でも、こんなの、生産性改革なんて、〇・五%かもしれないし、二%かもしれないし、全然変わり得るじゃないですか。こんな数字、はっきり言って机上の空論だと思いますよ。だから、私、本当にこんな根拠で上限なんですかと聞いたんですと

もう一つお聞きします。じゃ、この三十四万人という数字、年末までもう変わりませんね。この三十四万人という数字、変わりませんね。

- ○葉梨委員長 山下法務大臣、わかりやすく答弁をしてください。
- 〇山下国務大臣 まず、この三十四万という数字は、各省庁から出された見込みの数字であって、正確な、総理が おっしゃったのは分野別受入れ見込み数の提示ということで、これは法律ができた後、基本方針ができて、その

後、分野別の運用方針ができて、そこに記載される数字でございますから、この三十四万自体は上限じゃないんですよ。そのことはぜひ御理解いただきたいと思います。

○山井委員 これは下手したらフェークニュースになりますよ。でも、安倍総理が言っているから、新聞報道も 三十四万人上限。

じゃ、お聞きします。現時点で五年後の上限は何万人なんですか。

- 〇山下国務大臣 上限という法的な意味で申しますと、これは、法律が成立して、そして基本方針が整い、そして 分野別運用方針ができなければ、法的な意味の上限というのがない。しかも、運用上の上限ということでござい ます。ですから、三十四万という数字を上限と言うことはできないということを申し上げています。
- ○山井委員 今、私たちは法案審議しているんですよ。じゃ、最大何万人なんですか。百万人なんですか、五十万人なんですか。全くわからないんだったら、これは青天井法案じゃないですか。青天井じゃないですか。今、法案審議しているんですよ。じゃ、この審議の中で、上限は五年後何万人と私たちは理解したらいいんですか。
- ○葉梨委員長 正確な法律用語であなたは答弁されているけれども、見込みと見通しと、どういう運用をするかということを、実態の見通しとあわせてちょっと答弁してください。そうしないと、今決まっていないから全然わからないんですでは話にならないよ。

山下法務大臣。

○山下国務大臣 申しわけありません。

まず、三十四万人という、これは見込みで、規模感を示すためでございまして、そして、これは、各省庁が精査して、それで提出したものでございますから、これを上回ることはないだろうというふうに考えております。さらに、法律上の上限というのは、本法においては、外国人の人数について数値として上限を求めることを義務づける規定は設けておりません。

他方で、この法律ができた後に、基本方針、分野別運用方針ができた段階において、運用上、分野別運用方針に明記する数字は、受け入れる業種における大きな経済情勢の変化、つまり、各業種の雇用情勢全般にかかわる事項についての大きな変化が生じない限り、五年間は受入れ数の上限としてこれを維持することになる。ですから、五年ごとに向こう五年間の受入れ見込み数をこの分野別運用方針においてお示ししていく、これについては、大きな変化が生じない限り、五年間は受入れ数の上限として運用するということになるということでございます。 〇山井委員 結局、私の質問に答えていないじゃないですか。法案審議の中で上限が結局わからないということじゃないですか。何の審議をするんですか、五十万人も百万人もわからないのであれば。さらに、おまけに、今言った数字が、生産性改革が一%という、これは本当に単なる一つの目安にすぎない数字で、だから私、上回る可能性はあると思いますよ。

なぜ、私、こんなことを言うかというと、配付資料二十三ページを見てください。例えば、外国人労働者を多数 受け入れている韓国の調査では、赤線を引きました、「外国人労働者の割合が一%増加すると、国内の労働者の賃 金が〇・二~一・一%減少することが報告されている。」

つまり、これは、いいかげんな数で入れて、もし生産性革命や効率化がより進んで、一%じゃなくて二%ぐらい効率化ができたら、人を入れ過ぎて余っちゃうことになるんですよ。そうしたら、国内の労働者の賃金が下がったり雇用が奪われたり、私は外国人労働者を責めるのではありません、見通しがいいかげんだということを言っているんですよ。

こんないいかげんな青天井の法案で受け入れ過ぎたら、賃金が下がったり、日本人の雇用にも悪影響が及ぶんじゃないですか。いかがですか。

○山下国務大臣 先ほど申し上げたように、三十四万人ということは見込み数でございますが、これは精査した上での数字ですから、これを上回ることはないんだろうというふうに考えております。

そして、先ほど引用の二十三ページの資料でございますが、これはどのような立場の方がどういうふうな、個人の見解で書かれたのかどうかということもわかりませんのでコメントのしようがございませんが、いずれにせよ、これは……(発言する者あり)いや、これは論文を引いておりますから、大島、同上、P百二十二と書いてありますから、これがどういうものかというのはわからないわけでございます。

そして、国内市場への影響がということに関しましては、これは、生産性の向上そして国内人材の確保ということを尽くした上でなお人材不足だということでございまして、それについては、関係省庁としっかりと、一旦受入れ数をセットした後でもしっかりと見ていく、その外国人材の確保が成ったという段階ではもうストップしていくということになるということであります。

○山井委員 最後に一問だけ質問します。

質問通告していますが、平成二十四年以降ことしまでの外国人技能実習生の失踪者の合計は何人ですか。その うち、発見された人や帰国した人は何人で、失踪したまま行方不明の技能実習生は合計何人ですか。

- ○葉梨委員長 手元にある数字の範囲で、簡潔に。もう質問時間が終了していますから。
- ○山下国務大臣 二十四年から三十年上半期までで合計三万二千六百四十七人ということでございます。
- ○山井委員 いや、それは失踪した方で、その中で、今でも失踪したまま行方不明なのは何人ですか。
- ○山下国務大臣 失踪者のうち、現時点で把握している分について申し上げますと、既に出国した者や退去強制手続中であるなど所在が判明している者の割合は、二十七年に失踪した者については八五%、二十八年に失踪した者については六三%ということになっております。
- ○葉梨委員長 山井君、質疑時間が終了しております。
- 〇山井委員 いや、だから、何人ですかということを聞いているんですよ。質問したことに答えてください。何人ですか、今行方不明のままでわからぬのは、パーセンテージじゃなくて。
- ○葉梨委員長 それじゃ、数は、この委員会終了後、計算できるでしょうから、数を出してください。
- ○山井委員 これは質問通告していますので。

終わりますが、やはり雇用の調整弁にしては決してならない。待遇改善、人間扱いをしっかりするということが大前提で、そういうことをせずに、どんどんどんどんら回の青天井法案で人を入れ過ぎて、不況になったら帰ってもらう。そんな雇用の調整弁のような受入れは絶対反対でありますし、拙速なこの法案の審議、採決は絶対に反対であるということを強く強く申し上げまして、私の質問を終わります。

また改めて質問をしたいと思います。ありがとうございました。